

令和3年度の公的年金額の端数処理(主要なもの)

100円単位			1円単位		
種類	年金額	備考	種類	年金額	備考
満額の老齢基礎年金	780,900		納付済月数等に応じて算出する老齢基礎年金	-	
障害基礎年金	780,900		加入期間に応じて算出する 老齢厚生年金・障害厚生年金・遺族厚生年金	-	
障害基礎年金(第1子及び第2子)	224,700		寡婦年金	-	
障害基礎年金(第3子以降)	74,900		振替加算	別紙参照	
遺族基礎年金	780,900	受給権者が	経過的寡婦加算	別紙参照	
遺族基礎年金(第1子及び第2子)	224,700	配偶者と子	1級の障害基礎年金(2級の障害基礎年金×1.25)	976,125	
遺族基礎年金(第3子以降)	74,900	の場合			
遺族基礎年金(第1子)	780,900	受給権者が			
遺族基礎年金(第2子)	224,700	子だけの場			
遺族基礎年金(第3子以降)	74,900	合			
障害厚生年金の最低保障額 (2級の障害基礎年金の額×3/4)	585,700				
障害手当金の最低保障額 (障害厚生年金の最低保障額の2倍)	1,171,400				
加給年金額(配偶者、第1子及び第2子)	224,700				
加給年金額(第3子以降)	74,900				
中高齢寡婦加算額 (遺族基礎年金の額×3/4)	585,700				

改定率⇒ 1

配偶者に係る加給年金額に加算される特別加算額	法本来の額	改定後	加給年金額+特別加算額
S9.4.2~S15.4.1(受給権者の生年月日)	33,200	33,200	257,900
S15.4.2~S16.4.1(受給権者の生年月日)	66,300	66,300	291,000
S16.4.2~S17.4.1(受給権者の生年月日)	99,500	99,500	324,200
S17.4.2~S18.4.1(受給権者の生年月日)	132,600	132,600	357,300
S18.4.2以後(受給権者の生年月日)	165,800	165,800	390,500

改定率⇒ 1

特別支給の老齢厚生年金の「定額部分」の定額単価	法本来の額	改定後
	1,628	1,628

	令和3年度
在職老齢年金に関する60歳台前半の「支給停止調整開始額」	280,000
在職老齢年金に関する60歳台前半の「支給停止調整変更額」	470,000
在職老齢年金に関する60歳台後半及び70歳以降の「支給停止調整額」	470,000